

(参考) 「ハートピアかごしま」と鹿児島県身体障害者福祉協会との関係

当協会を初めて訪れる方から、「この協会職員は県職員ではないのか?」とか、「この建物には色んなものが入っていて実にわかりづらい」とか、「『ハートピアかごしま』はどこか?」とかのお尋ねや苦情をいただきますので、簡単にご説明します。

- ① 敷地や建物をはじめ建物内にあるプールや体育館など主な施設は鹿児島県が整備したもので県有施設です。
この県有施設としての名称が「ハートピアかごしま」です。

- ② 「ハートピアかごしま」内には、7つの県の機関と7つの民間団体があります。

- ③ 7つの県の機関は次のとおりです。(事務所の所在場所)

- ア 鹿児島県障害者自立交渉センター (3階 団体事務室)
- イ 鹿児島県視聴覚障害者情報センター (3階)
- ウ 鹿児島県身体障害者更生相談所 (1階)
- エ 鹿児島県精神保健福祉センター (2階)
- オ 鹿児島県難病相談・支援センター (3階)
- カ 鹿児島県障害者社会参加推進センター (3階 団体事務室)
- キ ハートピアかごしま 総務課 (1階)

※ア～オまでが、地方自治法224条に規定する公の施設(住民の福祉を増進する目的で、住民の利用に供するために設置する施設)です。

- ④ 7つの民間団体は次のとおりです。

事務所はすべて3階の団体事務室内にあります。

- ア 社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会 ← 当協会
- イ 鹿児島県障害者スポーツ協会
- ウ 社会福祉法人 鹿児島県手をつなぐ育成会
- エ 鹿児島県身体障害者協会連合会
- オ 一般社団法人 鹿児島県視覚障害者団体連合会
- カ 鹿児島県聴覚障害者協会
- キ 公益社団法人日本オストミー協会鹿児島県支部

- ⑤ 当協会の役割

- ・社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会は、
上記③の ア 鹿児島県障害者自立交渉センターと、
イ 鹿児島県視聴覚障害者情報センターの指定管理者、

カ 鹿児島県障害者社会参加推進センターの事務局 となっています。

※ 指定管理者とは、ひらたくいえば、県の施設を県に代わって管理運営する者として県知事から指定された者です。

従来は、県の(公の)施設の管理は県又はいわゆる外郭団体(公共的団体)に限定されていましたが、地方自治法の改正(2003年施行)により民間団体やNPO法人なども可能になりました。

指定管理者には、施設の使用許可や料金設定の権限なども与えられています。

当協会は、県の募集に応募(企画提案)し各種審査を経て指定されました。

なお、上記カ の事務局は県の依頼によるものです。

以上のような次第で、当協会の職員はすべて民間人で、公務員ではありません。
当協会の事務室は3階(団体事務室)にありますが、1階の受付やプール、2階の運動療法室にいる職員も、当協会の職員です。

お気軽に声をかけてください。